

# 死亡労働災害を撲滅しましょう！

期間 平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

## 事業主、そして労働者の皆様へ

### 労働災害の現状

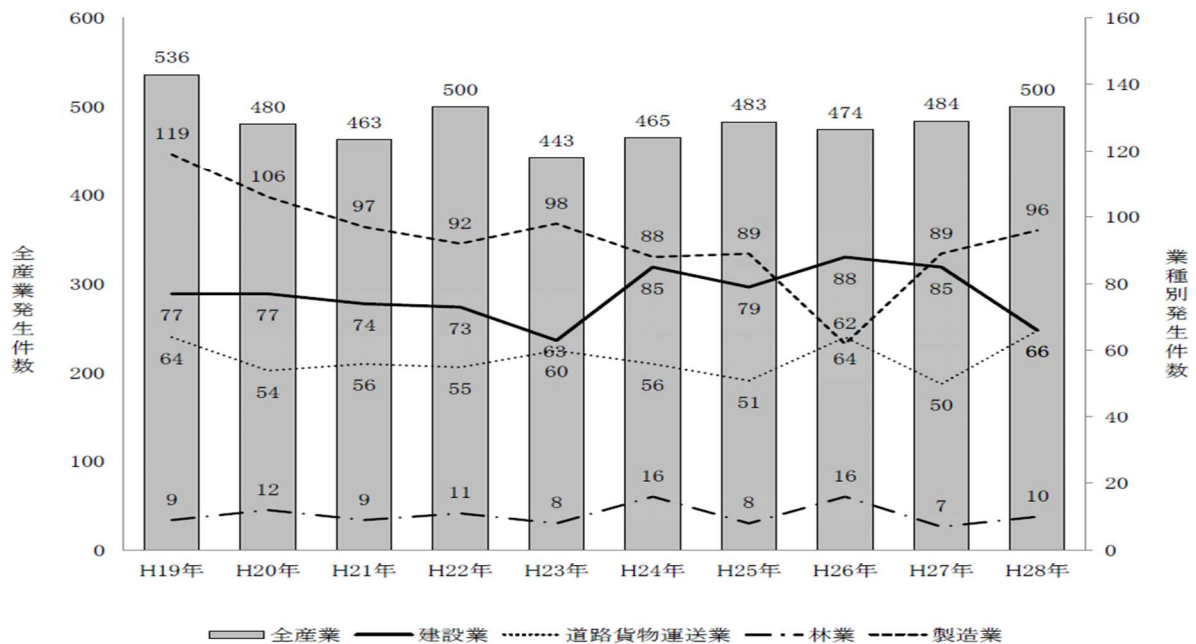
管内の死傷者数（休業4日以上）は、下表のとおり、ここ10年（平成19年～平成28年）、500人前後で推移しており、このうち死亡者数は、3人～9人となっており、平成28年は過去10年間で最も多い9人となっています。**今年に入り、10月末日現在において、すでに昨年の年間死亡者数と同数の9人の方が亡くなっている状況にあり**、誠に憂慮すべき事態となっています。

また、ここ数年の死傷者数の発生状況を見ると1月～3月に全体の約3割を占め、死亡労働災害においては1月～3月の3か月間に多発しております。

### 死亡労働災害ゼロ運動

旭川労働基準監督署では、死亡労働災害の撲滅を目指し、来年3月末日まで「死亡労働災害ゼロ運動」実施要綱のとおり展開します。各事業場では、労働災害防止に向けた総点検の実施、「安全宣言」の掲示など創意工夫を凝らした取組を実施し、死亡労働災害を一掃しましょう。

1 旭川労働基準監督署管内 業種別労働災害(死亡・休業4日以上)の推移



2 業種別死亡災害の推移

業種 \ 年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年(10月末)
全産業	7 (1)	4 (0)	4 (1)	8 (2)	3 (0)	4 (0)	7 (1)	5 (1)	6 (4)	9 (3)	9 (4)
製造業						1	2			1	2
建設業	1	1	3	2		2	4	1	2	2	4
道路貨物運送業	1	1	1	2	1					2	
林業		1		1		1		1			

平成 29 年 月 日

# 「安全宣言」

死亡労働災害防止のため、私たちはこうします。

代表取締役

作業前、保護帽の着用状況を確認します。(具体的にわかりやすい表現で)

## 基本方針・重点目標

今年(度)の各事業場で策定した安全衛生の基本方針等を掲示します。

# 「死亡労働災害ゼロ運動」

## 実施要綱

### 1 趣旨

旭川労働基準監督署管内（旭川市の他1市11町1村）における休業4日以上死傷者数は、長期的には減少傾向にあったが、平成23年を境に一転増加傾向を示しており、平成28年の死傷者数は平成22年と同水準の500人、このうち死亡者数は9人となっている。平成29年に入り、労働災害防止を最重点課題に掲げて取り組んできたが、10月末日現在の死亡者数は、すでに昨年の年間死亡者数と同数の9人となっている。ここ数年の死傷者数の発生状況を見ると1月～3月に全体の約3割を占め、死亡労働災害においては1月～3月の3か月間に多発しており、今後、年末から年度末にかけて製造業、建設業、陸上貨物運送業、3次産業などのあらゆる産業活動が活発になり、加えて冬季を迎え作業環境も悪くなることから、死亡労働災害の発生が懸念される。

このような状況を踏まえ、本年度の残り5か月死亡労働災害の撲滅をはじめとした労働災害の減少を図り、管内の事業者及び関係者と一丸となり、死亡労働災害ゼロ運動を展開し新年度へつなげるものである。

2 実施期間 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

3 主唱者 旭川労働基準監督署

4 実施者 各事業場、各労働災害防止団体及び事業者団体

### 5 実施事項

#### (1) 主唱者の実施事項

- ア 事業場に対する監督指導、安全衛生パトロール等を実施し、労働災害の発生を未然に防止する。
- イ 本運動の取組を推進するため、労働災害防止団体、建設工事発注機関、事業者団体等に対して協力を要請する。
- ウ 各種会議、集団指導等のあらゆる機会をとらえ、本運動の趣旨及び具体的実施事項について周知徹底を図る。

#### (2) 事業場の実施事項

- ア 経営トップによる、「死亡労働災害ゼロ運動」に取り組む旨の決意表明
- イ 経営トップ、建設工事発注機関、事業者団体による、安全衛生パトロールの実施
- ウ 施設・機械設備の総点検の実施
- エ 冬季特有の要因を盛り込んだリスクアセスメントの実施
- オ 屋根の雪下ろし等作業時の墜落災害防止対策の確実な実施
- カ 重機による除排雪作業時の接触災害防止対策の確実な実施
- キ 自動車運転時の交通労働災害防止対策の実施
- ク 保護帽、その他作業に応じた保護具の着用の徹底
- ケ 安全衛生の意識高揚を図るため、安全衛生教育の実施
- コ 安全衛生旗の掲揚及び、本運動の安全宣言の掲示（同運動リーフレット参照）